

内閣府男女共同参画局任期付職員の募集について

内閣府男女共同参画局では、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年法律第125号）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

職名 内閣府事務官（男女共同参画局男女間暴力対策課係長）（予定）

2. 職務内容

配偶者等への暴力（DV）や性犯罪・性暴力等の暴力は、個人の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっている。このため、内閣府男女共同参画局においては、男女共同参画基本計画等に基づき、関係省庁と連携して、「配偶者暴力相談支援センター」や「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」等の相談支援体制の充実を図り、被害に遭った方々が相談しやすい環境の整備を推進するとともに、広報啓発等の取組を推進している。

今回募集する職員は、男女共同参画局の事務のうち、主に以下の事務に従事することとなる。

- (1) 男女共同参画基本計画（暴力対策に関する事項）の推進のための企画立案、関係省庁との連絡調整
- (2) 男女間暴力対策課の予算要求・執行管理に関する業務
- (3) 有識者等により構成される会議の運営（開催準備、資料作成等）
- (4) 地域における被害者支援の充実に係る取組の支援及び交付金（会計処理を含む。）に関する事務

また、上記のほか、その時々々の課題等に対応し、暴力の防止及び被害者の保護等に関する施策の企画立案、被害等の現状や国内外の先進的な取組等の把握のための調査、法令改正、各種照会における連絡調整等の業務に従事することも想定される。

3. 募集人員

1名

4. 応募要件

- (1) 大学卒業以上の学歴を有すること。
- (2) 国又は地方公共団体の官公庁、独立行政法人等の公的団体、大学・調査研究機関、企業・団体等において、概ね7年以上の職務経験を有すること（国又は地方公共団体に関する会計関係業務、制度・施策の企画立案、行政機関との連絡調整等に関する業務に従事した経験があることが望ましい。）。
- (3) 男女共同参画に関する施策・制度や、配偶者等への暴力（DV）、性犯罪・性暴力等の被害者の支援等に関して、学問上又は業務上の経験などを通じて、一定の知見又は関心を有すること。
- (4) 業務に必要なパソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）の十分なスキルを有すること。

(5) 採用予定期間（令和 8 年 8 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで）にわたり、継続して勤務が可能なこと。

【注】上記(2)及び(3)の基準については、要件を満たさない項目が一部にある場合であっても、他の項目で優れた経験・能力等が認められる場合には、総合的に判断を行う。

5. 応募資格

次のいずれかに該当する者は、応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）第 3 8 条の規定により、国家公務員となることができない者

- ・ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成 1 1 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用形態

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第 3 条第 2 項に基づき常勤の国家公務員として採用。

7. 給与

国家公務員の給与規定（「一般職の職員の給与に関する法律」等）により決定。

8. 身分・服務

「国家公務員法」を適用

9. 雇用期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで（予定）。

採用から 6 か月間は、試用期間とし、条件付き採用期間とする。

5 年を限度として任期更新の場合あり。

1 0. 勤務時間・休暇

勤務時間：原則として、平日午前 9 時 3 0 分から午後 6 時 1 5 分

（土・日・休日を除く。必要に応じ、超過勤務あり。）

休 暇：年次休暇 2 0 日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。翌年に繰り越し可能。）、特別休暇（3 日間の夏季休暇を含む。）、病気休暇、介護休暇

1 1. 勤務地

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課（東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1）

1 2. 応募方法

< 提出書類 >

(1) 履歴書

- ・ 市販の用紙で可。電子的に作成した履歴書の印刷物も可。
- ・ 写真を必ず添付すること。
- ・ 応募要件に合致する資格等があれば、記入してください。

(2) 志望理由書

- ・ A 4 横書き 1, 2 0 0 字以内

(3) 業務経歴書

- ・ これまで従事した業務の内容を具体的に記述したもの。
- ・ 様式自由。A 4 横書き。
- ・ 特にこれまでの業務に関する経験及びその職務において得た知見、成果等を重点的に記述し、4. 応募要件に掲げた事項のうち、(2)と(3)に掲げる経歴については、関連文書等を添付すること。

< 提出方法 >

郵送に限る。(封筒の表面に「任期付職員(男女間暴力対策課係長) 応募書類」と朱書きのこと)

< 書類送付及び問合せ先 >

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課総務担当補佐 担当：内野
電話番号 03-5253-2111 (内37503)

< 提出締切 >

令和8年6月30日(火) 必着

※応募書類の提出に応じ、締切前であっても随時面接を行わせていただきます。

1 3. 選考方法

1 次選考：書類選考

2 次選考：面接

※ 1 次選考(書類選考)の結果、2 次選考(面接)を行うことになった方のみ、2 次選考(面接)の日時・場所等をご連絡いたします。

※ 応募書類は、返却いたしません。

1 4. その他

(1) 応募の秘密については、厳守いたします。

(2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職していただく必要があります(休職は不可)。

(3) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。

(4) 採用後はマイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめカード取得の手続きをしていただくこととなります。

以 上